

第1章 計画の目的等

1. 背景・目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 対象施設等

1 背景・目的

本市では、昭和40年代以降、児童・生徒数の増加に伴って小中学校の校舎を増築するとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設やインフラなど(以下「公共施設等」とします。)を整備してきました。

そして、現在、人口減少が進む中でも公共施設等の保有量は変わらず、老朽化も進んでいる状況です。公共施設等の維持管理や更新の費用の多くは税収を財源としており、このまますべての公共施設等を保持することは、後世に負担を引き継ぐことになり、世代間格差が生じると考えられます。未来を担う子どもたちの負担を増加させないように、公共施設の複合化などの取り組みを着実かつ早急に進めていく必要があります。

このような状況の中、2016(平成28)年度には、「豊橋市公共施設等総合管理方針」(以下「総合管理方針」とします。)を策定し、維持・更新費用の年約45億円確保を目標に掲げ、「住みやすいまち」「災害に強いまち」を目指して公共施設等の最適化を図ることで、人口減少に対応し、将来の負担軽減による安定した財政運営、時代に応じた適正かつ安全・安心な公共施設等の提供及び維持可能なまちづくりに寄与することとしました。

また、2020(令和2)年度には総合管理方針の追補版として「施設再配置の考え方について」を策定し、建物系の公共施設について複合化や集約化等の基本的な考え方を示しました。

しかし、総合管理方針の策定から一定期間が経過する中で、想定を上回る人口減少の進行など、公共施設等を取り巻く社会情勢が大きく変化しつつあります。その結果、公共施設等の維持・更新に係る財源確保はより厳しさを増し、多様化する市民ニーズに応じた施設の必要性や維持管理のあり方についても、影響が生じると予測されます。

また、2025(令和7)年度には本市の最上位計画であり、まちづくりの長期的な目標や具体的な事業計画までを明らかにする「第6次豊橋市総合計画」の後期基本計画を策定し、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本方針や施策を示しました。

こうした状況や、総務省の技術的な助言である「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(2023(令和5)年10月10日改訂)を踏まえ、総合管理方針を改定した「豊橋市公共施設等総合管理計画2026-2055」(以下「本計画」とします。)を策定し、公共施設等の最適化をさらに加速させることで、時代に応じた安全・安心で使いやすい公共施設等を将来にわたり持続できるよう取り組んでいきます。

▼これまでの取り組み

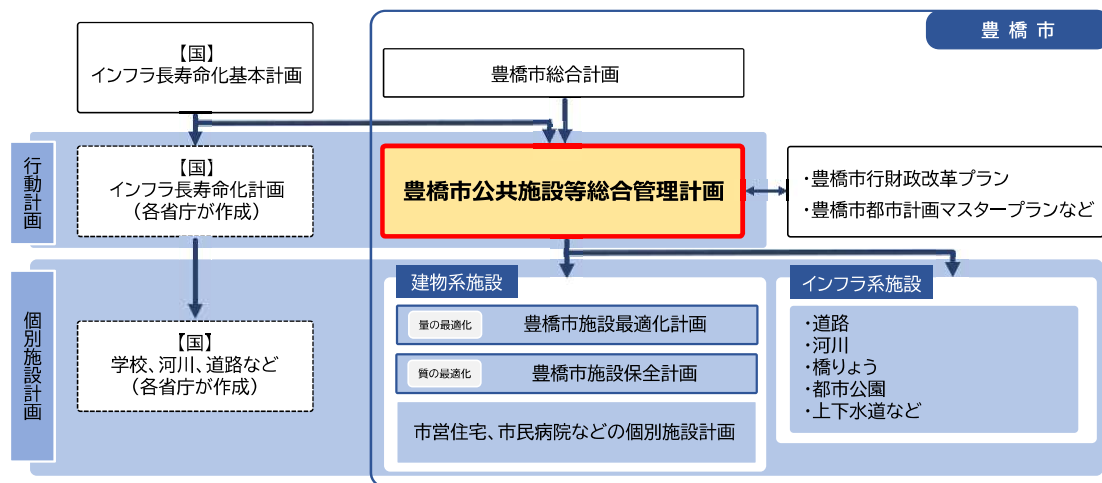
年度	取 り 組 み 内 容
2011	○「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」の策定
2012	○「豊橋市ファシリティマネジメント推進についての基本的な考え方」の策定 ○第1回施設評価の実施 ○「施設評価結果：設置目的を失った施設等の方向性」の公表
2013	○「施設廃止計画」の策定 ○「施設保全計画の考え方」の策定
2014	○遊休土地の利活用判定
2016	○「豊橋市公共施設等総合管理方針」の策定
2018	○「豊橋市公共施設白書」の公表 ○公共施設の活用に関する地域意見交換会の実施 ○第2回施設評価（一次評価）の実施
2019	○第2回施設評価（二次評価）の実施
2020	○「施設保全計画」の改定 ○「施設再配置の考え方について」の策定 ○「第2次施設廃止計画」の策定
2022	○施設保全計画の基準の見直し
2023	○第3回施設評価（一次評価）の実施
2024	○第3回施設評価（二次評価及び三次評価）の実施 ○公共施設のあり方に関する市民アンケートの実施

2 計画の位置づけ

本計画は、2013（平成25）年11月に国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体の行動計画に位置づけられます。

本市の最上位計画である「豊橋市総合計画」を踏まえ、「豊橋市行財政改革プラン」や「豊橋市都市計画マスタープラン」など関連する計画と整合を図りながら取り組みを進めていきます。

▼豊橋市公共施設等総合管理計画の位置づけ

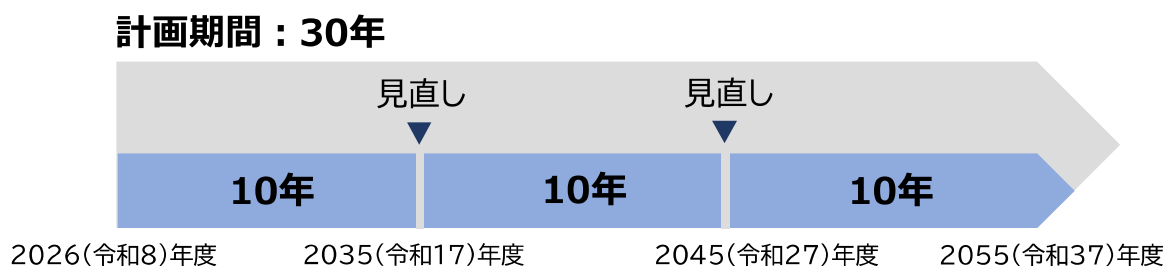


3 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2055（令和37）年度までの30年間とします。

なお、10年間ごとの見直しを基本とするとともに、上位計画の改定や社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うこととします。

▼計画期間



4 対象施設等

本計画の対象は、本市が保有する公有財産（地方自治法第238条第1項）のうち、すべての公共施設等とします。公共施設等は「建物系施設」「インフラ系施設」「土地」に区分し、「建物系施設」「インフラ系施設」は施設用途によって分類します。対象とする施設等は、15ページ、16ページ、25ページに記載しています。

